

希少野生動植物生息地等保護区の再指定について

自然保護課

1 指定箇所の概要

- (1) 保護区の名称 開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）
 (2) 指定期間 平成 27 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで（10 年間）
 (3) 指定区域 木曽郡木曽町 開田高原末川 3764-2 ほか
 （所有区分：個人有地、共有地、町管理用地）
 (4) 指定区分別面積

指定区分	面積
監視地区	1.41ha
規制地区・立入制限地区	0.66ha
計	2.07ha



(5) 保護区内で確認されている主な希少種

現地確認されている種	希少野生動植物 保護条例	環境省レッドリスト ランク	県版レッドリスト ランク
チャマダラセセリ（無脊椎動物）	指定希少野生動植物	絶滅危惧ⅠB類（EN）	絶滅危惧ⅠA類（CR）
オキナグサ（植物）	指定希少野生動植物	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅危惧ⅠB類（EN）
キキョウ（植物）		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	準絶滅危惧（NT）
エゾアカヤマアリ（無脊椎動物）		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	準絶滅危惧（NT）
ユウスゲ（植物）			準絶滅危惧（NT）



オキナグサ（撮影：環境保全研究所）



キキョウ（撮影：環境保全研究所）

(6) 指定の背景（H27 指定諮問時の資料より）

- ・ 生息環境の悪化に伴い開田高原の一部に生息が限定されているチャマダラセセリの生息地について、生息地に産卵された食草が一部の心無い愛好家に踏み荒らされ、チャマダラセセリの種の存続を図る上で大きな支障となっている。
- ・ 本生息地の情報はインターネット等により愛好家の間で共有され、公然の秘密となっている状況を考慮すると、保全のための立入規制を検討すべき段階を迎えた。

- ・ 生息地は家畜用の採草地として個人所有者が活用しているが、一部の愛好家が所有者に無断で立ち入るケースがあることから、所有者は何らかの立入規制を求めている一方で、希少種保護に対する深い理解のもと保護活動の協力を得ている。

(7) 保護活動等の取組・経過

- ・ 希少野生動植物保護条例に基づくチャマダラセセリ保護回復事業計画の策定（H26 年度）
- ・ 長野県希少野生動植物保護監視員による生息地の状況確認や違法採取のパトロール
- ・ 監視地区への監視カメラ設置や規制地区への侵入防止柵、侵入防止看板の設置
- ・ 神戸大学、環境保全研究所によるチャマダラセセリの生息状況（成虫・産卵）や草原植生の調査
- ・ 木曽町環境協議会による、景観維持のための火入れ、草原環境保全のための草刈



(8) 保護区指定以降の現況

- ・ チャマダラセセリは、平成 26 年 5 月に成体が確認されて以降は、保護区及びその周辺で個体が確認されていない。（平成 27 年、28 年調査神戸大学実施）
- ・ 県内では絶滅したとされていた昆虫が平成 25 年にこの保護区を含む周辺の草原環境で再発見され、その後も環境保全研究所などの調査により生息が確認されている。
- ・ 木曽町や県による草原維持活動により、良好な草原環境が保持されており、草原性の植物であるキキョウ等の絶滅危惧種や、県内で絶滅したとされていた昆虫の生存には効果がみられた。（柳澤裕哉、浦山佳恵（2023）長野県環境保全研究所報告 19:73-81）
- ・ 草原保全の地元民間団体の設立（ニゴと草カップの会）や小学校への環境学習などにより地元の希少種保護・草地保全への関心が高まっている。
- ・ 保護区を含む開田高原一帯の草原が、人が関わり維持している半自然草原として評価され、全国草原の里連絡協議会により「未来へ残したい草原の里 100 選」に選定されている。

2 再指定について（案）

(1) 再指定の内容

- ・ 指定期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 17 年 8 月 31 日まで（10 年間）
- ・ 指定区域及び指定区分別面積 変更なし

(2) 再指定の理由

- ・ チャマダラセセリの生息は近年確認されていないものの、保護区として保全している草地が他地域からの再導入の候補地となるため、維持管理の継続が必要。
また、チャマダラセセリの保護回復事業計画の評価検証を令和 14 年度に行う予定であり、保護区の指定の継続が必要。
- ・ その他にも希少な動植物が生息している貴重な地区であり、引き続き保護区として指定し、希少種の保全を図ることが重要。
- ・ こうした保護・検証に必要な期間として、指定期間を 10 年間としたい。

(3) 検討体制

- ・ 当該保護区の再指定について調査、検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置し、議論いただきたい。

3 今後のスケジュール（案）

月 日 (令和7年)	項 目	内 容 等
3月18日	長野県環境審議会	保護区再指定の諮問
4月中旬	希少野生動植物保護対策専門委員会	保護区再指定に関する検討
	県民意見の募集開始	募集期限5月中旬
6月上旬	専門委員会意見の取りまとめ	委員長、事務局によりまとめ
7月	長野県環境審議会	保護区再指定の答申
	公告縦覧（2週間）	利害関係者は県に意見書提出
8月	告示	※公告縦覧で意見があった場合、公聴会を開催

生息地等保護区について

(1) 保護区の指定について

県では希少種の保護を図るため、長野県希少野生動植物保護条例（以下「条例」）に基づいて保護すべき種を指定するとともに、重要な生息地を保護区として指定している。

(2) 根拠法令

条例第 23 条

知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系としてその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生体その他その個体の生息又は生息状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

(3) 保護区の規制と指定効果

ア. 保護区の指定区分

指定区分	保護区内の位置付け	規 制 概 要
監視地区	規制地区の緩衝地帯	建築や土地の形質変更等について制限（届出制）
規制地区	保護すべき区域	建築や土地の形質変更等に加え、動植物の捕獲等を制限（許可制）
立入制限地区	保護区域内の核心部	特に保護を図るため立入を制限

保護区イメージ図



イ. 保護区の規制と指定効果

指定区分	指定に伴う規制内容	指 定 効 果
監視地区・規制地区	土地の形質変更行為は届出または許可が必要	生息地の改変行為をコントロール
規制地区	動植物採取に許可が必要	全種の捕獲制限による違法捕獲防止
立入制限地区	森林保護管理など認めた者以外の立入を規制	生息地の踏み荒らしを軽減

ウ. 保護区に係る規制の適用除外事項（すべての区分）

- ・非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- ・通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- ・第 23 条第 1 項の規定による指定がされた時において既に着手している行為